

休日窓口開庁

春の異動シーズンに合わせて実施



市民課、国保年金課、保育課、学校教育課、子育て支援課では、春の異動時期に合わせて、休日の窓口事務を行います。

時 3月28日(土)・29日(日) 8時30分～12時

他 他の官公庁などに確認が必要な事務は、原則として取り扱いできません。各支所では行いません。

市民課 ☎995-1812	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入、転出、転居などの住民異動事務 ● 戸籍証明、住民票の写し、印鑑証明書などの発行、印鑑登録、旅券の交付 ※旅券の申請は取り扱いできません。 ● マイナンバーカード交付事務
国保年金課 国保係 ☎995-1814 年金後期高齢者医療係 ☎995-1813	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の加入、脱退の事務 ※健康保険などの加入・脱退連絡票がない場合は取り扱いできません。 ● 国民年金の手帳再交付申請（1号被保険者のみ）、取得届、喪失届、免除、納付猶予、学生納付特例の受け付けなどの事務 ※健康保険などの加入・脱退連絡票のない取得届・喪失届、裁定請求、未支給請求、高齢任意加入事務など、年金事務所に照会を要する事務は取り扱いできません。 ● 後期高齢者医療保険の原則として全ての事務 ※保険証などは後日郵送します。
保育課 ☎995-1822	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立幼稚園児の転入、転出に係る事務 ● 保育園児の入園、退園、転園に係る事務
学校教育課 ☎995-1838	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学生の転入、転出に係る事務
子育て支援課 ☎995-1841	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の申請と消滅などに係る事務 ● 乳幼児、こども医療費に係る事務

下水道供用開始区域拡大

3/31(火)から桃園・佐野・富沢・岩波の一部で



3月31日(火)から、桃園・佐野・富沢・岩波の一部で、公共下水道を使用できるようになります。

下水道への接続工事は6カ月以内に

新たに公共下水道が使用できるようになると、市で供用開始の公示をします。公共下水道を使用できる区域に該当する人は、使用開始の日（3月31日）から6カ月以内に、市が指定した排水設備指定工事店に依頼し、排水設備接続工事を行ってください。市指定の排水設備指定工事店は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

☎上下水道工務課 995-1835

下水道使用料は水道使用料に応じる

下水道の使用料がかかるのは、排水設備工事が完了し、実際に下水道の使用を開始してからです。使用した水道の量を汚水の量として、公共下水道の使用料を決めます。

☎上下水道経営課 995-1836

